

媒介条件表

媒介手数料の計算
の方法(媒介手数料
の割合を含む)

事案によって異なり、上限で元本に対して 5.0%とする。

媒介に係る貸付の条件

貸付けの種類

証書貸付の媒介

貸付けの利率

【固定金利の場合】
事案によって異なり、上限を 15.0%とする。

【変動金利の場合】
TONA (注 1) + スプレッド(注 2) (注 3)
(注 1) 市場金利の一例であり、他の市場金利による取扱いも行う。
(注 2) 「スプレッド」については 0.0%~15.0%の範囲において事案によって異なる。
(注 3) 貸付けの利率の上限を利息制限法における上限利率である 15.0%とする。

返済の方式

一括返済方式、元利均等方式、元金均等方式、又はその他事案により決定する方式

返済の期間

一括返済方式、元利均等方式及び元金均等方式では 1 日～360 ヶ月。その他の方式では事案毎に定める。

返済の回数

元利均等方式及び元金均等方式では 2 回～360 回。その他の方式では事案毎に定める。

貸金業務取扱主任
者の氏名

杉山 明義、 牧野 希里子

指定紛争解決機関

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター